

医療福祉相談室だより

発行：三島共立病院医療福祉相談室 2005年 10月号

これは
大変！！

10月からの介護保険制度・変更内容について

6月22日の参議院本会議にて介護保険の「見直し法」が可決されました。

私たち民医連事業所は、見直し法案に反対してきましたが、それにより、10月～介護保険施設の居住地・食費が保険から外され、実費負担が導入され大幅な負担増を利用者の方々が強いられることとなります。

私たちは今後も反対の意志を行政へ働きかけていきます。それと同時に相談室では様々な減免制度の活用
の相談を行っていきます。



介護保険施設に入所されている方、入所される予定の方

変更内容1：居住費（家賃、水光熱費等とみられます）に自己負担が導入されます。

費用は施設の機能、部屋の居住環境や、所得に応じて異なります。

変更内容2：食事代が自己負担となります

費用は部屋の所得に応じて異なります。（施設ごとに設定されます）

国の基準額は1380円/日としています。

例えば Aさん：介護老人保健施設の大部屋へ入所中。年金収入が267万円で、

介護度が要介護5。

費用の概算。

現在

6万円

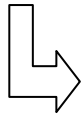
居住費 1万円

食費 4.2万円

1割負担 3.1万円

2.3万円も負担が増える！！

横に続く



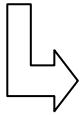
ショートステイを利用されている方々、利用される予定の方々

変更内容 1：滞在費（いわゆる部屋代）の実費負担が導入されます。

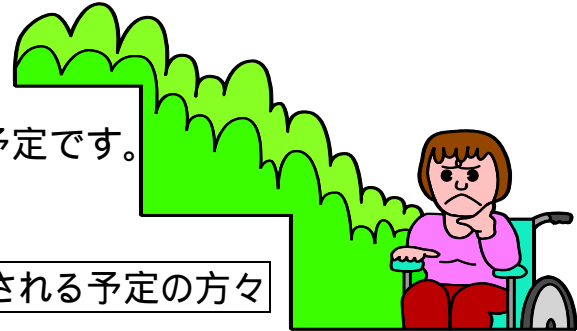
近隣の事業所では大部屋：320 円程度 / 日、個室 1150 円～1500 円程度の実費負担予定
です。

変更内容 2：食費の実費負担が導入されます。

近隣の事業所では 1380 円～1840 円程度の実費負担予定です。



デイサービス・デイケアを利用されている方々・利用される予定の方々



変更内容：食費の実費負担が導入されます。

近隣の事業所は、500 円～720 円 / 日の実費負担予定です。

所得の段階によって様々な減額制度が利用ができます。

住民税非課税の方は減額制度の利用ができます。申請をしよう！！

（近親市町村では対象となる方にはお知らせを出しています。確認してください）

課税世帯の方でも所得によって特例的に減額の対象となる場合があります

裏に続く

介護保険の減額制度について

1 居住費: 非課税世帯には居住費の負担限度額が設定されています。(具体的には以下のようになっています)

	ユニット個室	ユニット準個室	従来個室(特養等)	(老健・療養等)	大部屋
基準費用額	1970円	1640円	1640円	1150円	320円
生活保護受給者・老齢福祉年金受給者	820円	490円	490円	320円	0円
年金収入が80万円以下	820円	490円	490円	420円	320円
上2つ以外の住民税非課税世帯	1640円	1310円	1310円	820円	320円

* 1日あたりの費用です

* (特養等) 特別養護老人ホーム、短期入所生活介護(特養等へのショートステイ)のことです

* (老健、療養等) 老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護(介護療養型医療施設、老人保健施設でのショートステイ)のことです

2 食費: 非課税世帯には食費の負担限度額が設定されています。(具体的には以下のようになっています)

基準費用額	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者	年金収入が80万円以下	左記2つ以外の住民税非課税世帯
1380円/日	300円/日	390円/日	650円/日

3 高額介護サービス費の見直しがあります。 高額介護サービス費??

1 割負担の合計が一定の上限額を超えた場合は、超えた分が申請により払い戻される仕組みとなっています。

年金収入が80万円以下の方については負担上減額が引き下げられました。

負担上限額: 24600円/月 (から) 15000円/となります。

その他以下のような負担軽減があります・くわしくは、医療福祉相談室まで御相談下さい

4 : 課税世帯の方でも、世帯の誰かが個室に入った場合、在宅で生活される方の収入が一定額以下(年間80万円以下)となる場合等には、居住地・食費が引き下げられます。

5 : 社会福祉法人が運営主体となっている特養等のサービスについては法人が利用者の負担軽減をした場合、国や地方自治体はその費用の一部を公費で補う仕組みがあります。

住民税非課税世帯のうち所得の低い方が軽減の対象となるよう対象者の年収要件が150万円に引き上げられる等の変更がありました。

6 : H12年4月前から特養に入所されている方については、措置制度のときの負担水準が越えることがないようにされています。

7 : 税制改定によって課税世帯となった方へは、緩和措置があります。

住民税非課税世帯から、課税世帯となったため、あるいは世帯員が課税世帯となったため負担段階があがり利用者負担が急激に上昇した方には激変緩和措置が行われます。利用者負担段階が2段階上昇する方は、段階を1段階にとどめることとしています。また、段階の上昇が1段階の方は社会福祉法人による減免により対応することとしています。

上記が全てではありません。
他にも減免の制度がありますし、減免の対象となる場合もあります。
制度はわかりにくいものです。
もっと詳しく知りたい！どのくらいになるか心配等ございましたら
相談室へ御相談下さい。

